

基金の手続き

退職すると、基金の加入者資格を失います。基金には「加入者資格喪失届」を提出することとなっています。届出は所属する会社の総務部門が手続きをしてくれます。

中途脱退者の方の手続き ※加入者期間によって基金の手続きが異なります。

■加入者期間が1年以上20年未満の方

基金からの給付として脱退一時金が受けられます。次の6つの選択肢から1つを選択する必要があります。

※退職時の年齢が50歳未満で加入3年未満の場合は、脱退一時金の給付はありません。

選 択 肢	内 容 概 略
①退職時に一時金で受ける	・退職時に全額受給する。 ・税金は、退職所得の取り扱い。
②支給繰下げを申し出る	・取締役・執行役員就任、基金制度未加入会社へ転籍の場合、会社退職一時金と併せて全額を受給保留とする。
③企業年金連合会へ移換する	・65歳から受給開始、80歳まで保証、終身年金。 ・年金受取開始年齢到達前の一時金化は不可。 ・移換時に事務費控除(上限34,100円=定額事務費1,100円+定率事務費 上限33,000円)
④再就職先の企業年金制度へ移換する	・再就職先に受け入れ可能な企業年金制度(確定給付企業年金、厚生年金基金)がある場合に限る。 ・確定拠出年金は、必ず移換できる。
⑤個人型確定拠出年金(iDeCo)へ移換する	・再就職先の企業型確定拠出年金の加入者である場合は移換できないことがあります。 ・原則60歳から(加入期間等により61~65歳)受給開始後、5~20年の有期年金。 ・年金受取開始年齢到達前の一時金化は困難。 ・移換時に事務費控除(移換時に2,829円+毎月事務費)
⑥選択を保留する	* 移換申出期限内に申出が必要。 * 未選択のまま申出期限が経過した場合は①となる。

①退職時に脱退一時金で受ける場合は、「脱退一時金裁定請求書兼繰下げ・移換申出書」と「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」および「委任状(会社立替金処理)」を所属総務部門を通して基金に提出します。税金は退職所得の取り扱いとなります。

⑥を選択した場合、移換申出期限内に選択肢を申し出る必要があります。

移換申出期限

退職日から起算して1年を経過する日

※ただし、移換先が厚生年金基金の場合、上記の日かつ、「厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日」のいずれか早い日となります。

■加入者期間が20年以上の方の手続き

老齢給付金(年金)か20年加入脱退一時金のいずれかを選択(併用可)することができます。または、20年加入脱退一時金を他の年金制度(上表の③~⑤)に移換することも選択できます。移換申出期限は、「加入者期間が1年以上20年未満の方」と同様です。

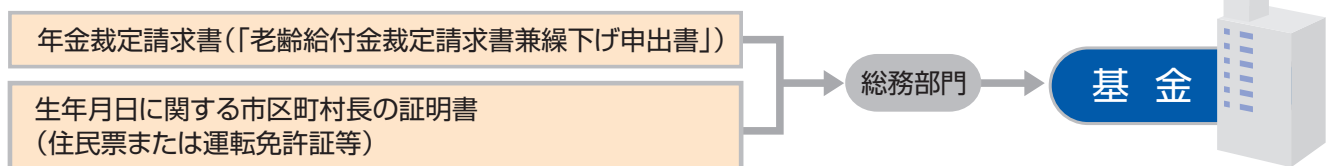
年金か一時金か、または移換の選択は「老齢給付金裁定請求書兼繰下げ申出書」の給付の選択内容により選択できます。

年金を受ける手続き

■受給開始の手続き

年金は定年退職月の翌月分から支給開始となりますので、定年退職の1ヵ月前までに年金受給手続について、(株)DNPヒューマンサービスより説明を行います。下記の書類を総務部門を経由して基金に提出してください。

60歳前に退職された年金受給繰下げ者の方には、60歳誕生日に合わせてご自宅に案内を送付します。

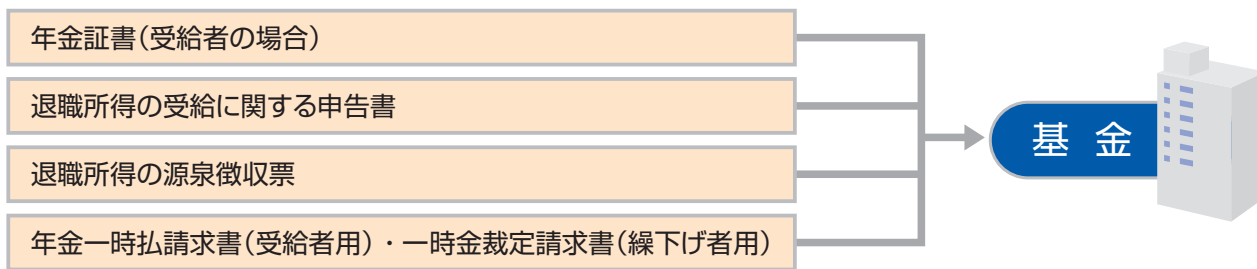


アメリカンファミリー生命保険会社との 集団契約取扱い

当基金は、アメリカンファミリー生命保険会社とすでに個人契約している、またはこれから新規契約する場合の保険料徴収・支払事務等について、集団取扱契約(団体契約)を結んでいます。これは個人で契約するよりも保険料が割安になるものです。定年退職される方でも、引き続き団体契約が可能です。事務手続きは、募集代理店である(株)DNPヒューマンサービス保険サービス部が窓口となっています。

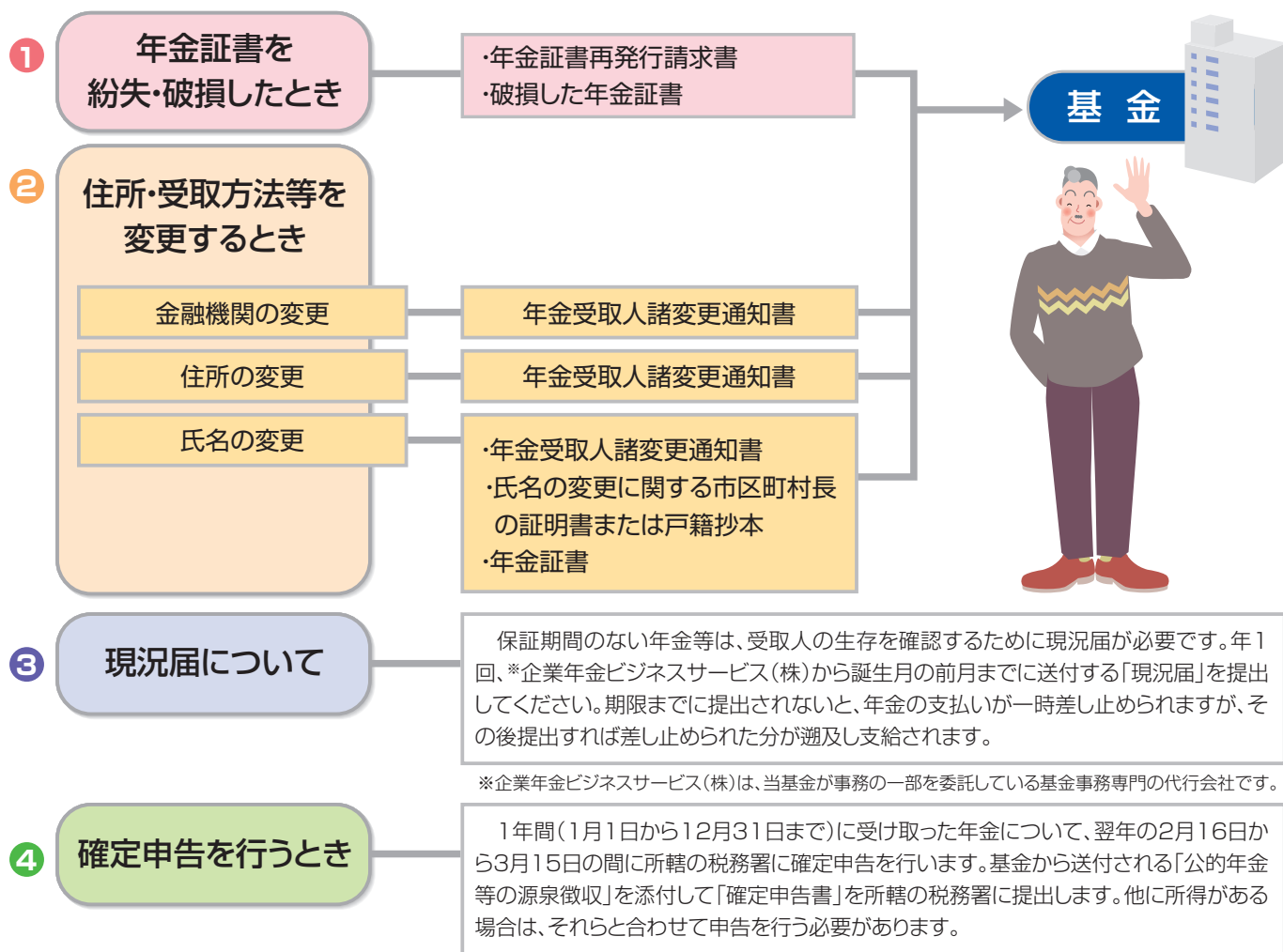
■年金の受給に代えて一時払いを希望される時

保証期間部分の年金の受給に代えて一時払いを希望する場合は、下記の書類を基金に提出してください。
年金受給者および年金受給繰下げ者(60歳到達前)の方が可能です。受給者の方は年金証書も添付してください。



■年金受給者の手続き

諸手続用紙は、年金受給開始時にご自宅に送付する「年金受給権者のしおり」に添付されていますので、該当事由が発生した場合はご使用ください。該当事由ごとに必要とされる下記の書類を基金に提出します。



■受給権者が亡くなられたとき

受給者(受給中の方および受給繰下げ中の方)が亡くなられたときは、ご遺族の方は速やかに下記の書類を基金に提出してください。

